

計画変更申請手数料用床面積算定書

(1) 増加する床面積等計算書 ※増減なしの場合も記入する。

	建築面積 (㎡)			床面積 (㎡)		
	申請	既存	計	申請	既存	計
直前の確認				(a)		
今回申請の増				I		
今回申請の減						
計						

(2) 計画変更部分の床面積計算書 ※床面積が増加する部分は、(1)に記入する。

○ 1項関連

【別紙 計画変更床面積算定準則 国土交通省】

変更申請項目		対象床面積の算定方法	変更床面積(㎡)
1号	道路の幅員,接道の長さ,敷地面積,敷地境界線又は建築物の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積	
2号	建築面積の変更	変更される建築面積	
3号	高さ又は階数の変更	高さ変更される部分の床面積又は変更される階の床面積	
4号	床の変更	変更される部分の床面積(増加する部分の床面積を除く)	
5号	階段の変更	変更される部分の水平投影面積	
6号	柱、はり又はけたの変更	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積	
7号	壁の変更	当該室の床面積 × (変更部分の壁の長さ / 当該室の壁全体の長さ)	
8号	屋根、軒、軒裏、ひさし、又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
9号	開口部の変更	変更される開口部の面積	
10号	土台、基礎又は基礎杭の変更	土台、布基礎などは7号の壁に同じ、その他の基礎は6号の柱に同じ	
11号	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	
12号	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積(ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積)	
13号	建築設備(法87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更	変更される建築設備の水平投影面積	
	防煙壁の変更	防煙区画部分の床面積 × (変更防煙壁の長さ / 防煙壁全体の長さ)	
小 計			II

○ 2項関連

変更項目	
------	--

(3) 手数料算定用床面積 ※ IIは、変更前の計画の床面積 (a)を上限とする。

① $I \boxed{} + (II \boxed{} \times 1/2) = \boxed{} \text{ m}^2$ → (算定用床面積→手数料)

② 変更が2項対象のみの場合 30㎡以下のものとして扱う。

(4) 軽微な変更

報告事項	
------	--